

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めています。その一環として、当社は2015年6月26日をもって「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行しました。社外取締役が過半数を占める監査等委員会を置くことにより、経営の監督機能を強化するとともに、業務執行権限の相当な部分を取締役役に権限委任することで、効率性と機動性の向上を図っています。今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[原則3-1]

(5) 取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

社外取締役の選任理由につきましては、本報告書「II. 1. 【取締役関係】」をご参照ください。社内取締役については、次期の「株主総会招集通知」の参考書類から選任理由を記載します。

[原則4-11-3]

2015年6月の監査等委員会設置会社への移行後、社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映させています。今後は、毎年、業務執行取締役による自己評価ならびに社外取締役の意見を踏まえ、取締役会全体の実効性を分析・評価し、その結果の概要を開示します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4]

(1) 政策保有に関する方針

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を目的に、取引先との関係の維持強化を図るため、政策保有株式として取引先の株式を保有します。取締役会は毎年、政策保有株式の保有意義と経済合理性を検証します。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

議決権行使については、保有先企業の経営状態や株主価値を毀損するような議案の有無を精査したうえで、議案への賛否を判断します。

[原則1-7]

取締役およびその近親者と当社グループとの取引に関する調査を毎年実施し、関連当事者取引の有無を確認しています。

取締役が行う競業取引および利益相反取引は、取締役会の事前承認事項としています。

取引の内容や金額については、会社法および金融商品取引法に従い、適切に開示します。

[原則3-1]

(1) 経営理念・経営計画

経営理念や経営計画は当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

・経営理念(企業理念・企業行動憲章)

<http://www.marubun.co.jp/ir/message/idea.html>

・中期経営計画

http://www.marubun.co.jp/ir/message/management_plan.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組、方針を定めた「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.marubun.co.jp/ir/governance.html>

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等については、業務執行取締役としての職責・役割にふさわしく、また短期のみならず中長期的な企業価値と業績の向上に資するような内容・水準とし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、その役位や職務内容と、対象期間の期待貢献度および連結業績等を考慮して決定する方針です。報酬等は、社外取締役を構成員として設置の人事諮問会議の助言・確認を得た上で、取締役会で決定するものとします。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された総枠の範囲内で、独立性と中立性の確保の観点から担当する職務内容等を考慮し監査等委員会で決定します。

(4) 取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補は、人格や識見、経験や実績等をもとにその責務を果たすことができる適任者を選任する方針とし、人事諮問会議の助言・確認を得た上で、取締役会で決定するものとします。

[補充原則4-1-1]

当社は定款において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定めています。

監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、法令および定款に定められた事項や株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な事項については取締役会の決議事項としておりますが、その他の事項については社内規程に基づき取締役社長以下に権限を委任しています。

[原則4-8]

当社は独立社外取締役を2名選任し、独立役員として届け出ています。詳細については、本報告書「II. 1. 【取締役関係】」をご参照ください。

[原則4-9]
東京証券取引所が定める独立性要件を踏まえ、当社独自の「社外取締役の独立性判断基準」を定めています。
詳細は、本報告書「II. 1. 【独立役員関係】」をご参照ください。

[補充原則4-11-1]
取締役会は、知識や経験、専門性の異なる多様な人材で構成し、自由闊達な議論と効率的な運営が可能な員数を維持します。
取締役の選任に係る方針・手続きについては、原則3-1(4)をご参照ください。

[補充原則4-11-2]
取締役の重要な兼職状況は、「定時株主総会招集ご通知」に記載しています。
当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。
<http://www.marubun.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>

[原則4-14-2]
会社は、新任取締役に對し、就任時に取締役の職務を遂行するために必要な知識の修得の機会を提供します。また就任以降も適宜、法改正や経営課題に関する情報の提供や研修会を開催します。社外取締役に對しては、当社への理解を深めていただくよう就任前に当社の事業に係る説明の場を設けます。

[原則5-1]
当社は、株主との建設的な対話を促進するため、次の通り方針を定め実践します。
(1) 株主との対話全般については社長が統括し、経営企画部および総務部が窓口となり、対話の申し込みに對して適切に対応します。
(2) 経営企画部および総務部は、財務経理部をはじめとした関連部門と適宜連携を図ります。
(3) 機関投資家向け決算説明会を定期的に実施し、また株主通信や当社ウェブサイトでの情報提供の充実に取り組みます。
(4) 株主からの意見等については、経営企画部がとりまとめ、定期的に社長や経営幹部にフィードバックを行います。
(5) インサイダー情報については、情報開示方針および内部情報管理規程に従い厳重に管理し、フェアディスクロージャーを徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ARROW ELECTRONICS, INC. 590000(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,350,100	8.37
一般財団法人 丸文財団	2,304,000	8.21
堀越毅一	2,156,800	7.68
株式会社千葉パブリックゴルフコース	1,399,026	4.98
合同会社堀越	800,000	2.85
堀越裕史	766,800	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	696,300	2.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	626,000	2.23
堀越浩司	616,900	2.19
堀越百子	602,400	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

【大株主の状況】について
大株主の状況は、2015年3月31日現在の状況です。
なお、大株主の状況に記載の他に、当社が保有する自己株式1,915,455株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
本郷尚	他の会社の出身者											
茂木義三郎	他の会社の出身者					△			△			
渡邊泰彦	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本郷尚	○		(重要な兼職の状況) 税理士法人タクトコンサルティング 代表社員 株式会社タクトコンサルティング 会長	同氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、高度な専門知識や豊富な経験を有することから、公正かつ客観的立場からの経営の監督や当社の経営全般にわたる助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できると判断し、社外取締役(監査等委員)として選任いたします。
茂木義三郎	○	○	同氏は、13年前の2002年6月まで、取引金融機関である東京三菱銀行(現:三菱東京UFJ銀行)の業務執行者でありました。また、4年前の2011年6月まで、取引先であるオムロン株式会社の業務執行者でありました。その後、当社と取引や寄付の関係が無い複数の財団法人および社団法人の理事や評議員等を歴任しており、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。 (重要な兼職の状況) 公益財団法人三菱財団 常務理事	同氏は、金融機関や事業法人等さまざまな分野における豊富な経験や知見を有することから、中立的・客観的立場からの経営の監督や当社の経営について多様な視点から意見をいただくことができ、また一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、社外取締役(監査等委員)として独立役員に適任と判断し選任いたします。

渡邊泰彦	○	○	同氏は、15年前の2000年6月まで、取引金融機関である東京三菱銀行(現:三菱東京UFJ銀行)の業務執行者でありましたが、その後、当社と取引関係の無い複数の上場事業会社の代表者や取締役、社外役員、社団法人および財団法人の理事等を歴任しており、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。 (重要な兼職の状況) 株式会社小松ストアー 社外取締役	同氏は、当社社外取締役就任から現在に至るまで、会社経営者としての豊富な経験や幅広い知識、見識に基づき、客観的・中立的立場から職務を遂行いただいております。一般株主と利益相反が生ずる恐れはなく、社外取締役(監査等委員)として独立役員に適任と判断し選任いたします。
------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する機関として監査等委員会事務局を設置しています。監査等委員会事務局は、監査等委員会及び監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務を行います。また監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価及び懲戒については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重して決定しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査を行う監査室と定期及び必要に応じて会合を持ち、内部監査方針や監査計画及び監査結果について意見交換を行います。
また監査等委員会は、会計監査人である監査法人と定期及び必要に応じて会合を持ち、会計監査の計画及び結果について報告を受け、その報告に基づき、財務諸表監査並びに内部統制監査の結果について検証を行います。
監査室は、監査法人と定期的及び必要に応じて随時会合を持ち、内部監査の状況、会計監査の状況について意見交換を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事諮問会議	3	0	0	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事諮問会議	3	0	0	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の選解任や報酬等に関わる透明性・公正性を確保するため、取締役会の下に人事諮問会議を設置します。
人事諮問会議は社外取締役3名で構成し、取締役の報酬や選解任に関して、取締役社長からの諮問を受けて必要な助言を行う仕組みとします。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」を踏まえ、以下の通り社外取締役の独立性判断基準を定め、当該要件を満たす場合、当該取締役が当社からの独立性を有していると判断します。

- 現在および最近10年間に於いて、当社および当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行取締役、執行役、執行役員および使用

人(以下、「業務執行者」という)でないこと

2. 現在および最近3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと

- (1) 当社グループの取引先で、当社グループの年間取引金額が当社連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
- (2) 当社グループを取引先とし、当社グループとの年間取引金額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
- (3) 当社グループが借入れを行っている金融機関で、事業年度末の借入金残高が当社の連結総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家(法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)
- (5) 当社の大株主(総議決権の10%以上の株式を保有する者)またはその業務執行者
- (6) 当社グループより、年間1千万円を超える寄付金を受領している団体の業務執行者
- (7) 当社グループとの間で、役員を相互派遣している会社の業務執行者

3. 次の(1)または(2)に該当する者の配偶者または二親等内の親族でないこと

- (1) 現在および最近5年間に於いて、当社グループの業務執行取締役、執行役員もしくは部長格以上の業務執行者であった者
- (2) 上記2. (1)～(7)のいずれかに該当し、業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは部長格以上の業務執行者であった者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬にて、当該取締役の業績に報いる対応をしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年3月期における取締役・監査役の報酬等の総額は次の通りです。

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	136百万円
監査役	4名	27百万円
合計	10名	167百万円
(うち社外役員)	(3名)	(20百万円)

上記には、2014年6月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任し社外取締役に就任した1名を含んでおります。報酬の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として費用処理した9百万円(取締役6名に対し8百万円、監査役4名に対し0百万円(うち社外役員3名に対し0百万円))が含まれております。上記のほか、2014年6月27日開催の第67回定時株主総会決議に基づき、辞任により退任した社外監査役1名に対し、3百万円の退職慰労金を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議されております。
3. 監査等委員会である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等については、業務執行取締役としての職責・役割にふさわしく、また短期のみならず中長期的な企業価値と業績の向上に資するような内容・水準とし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、その役位や職務内容と、対象期間の期待貢献度および連結業績等を考慮して決定する方針です。報酬等は、社外取締役を構成員とする人事諮問会議の助言・確認を得た上で、取締役会で決定するものとします。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された総枠の範囲内で、独立性と中立性の確保の観点から担当する職務内容等を考慮し監査等委員会で決定します。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、取締役会事務局である経営企画部から社外取締役に資料を事前配布し、必要に応じて議案の説明を行っております。

監査等委員会については、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の指示のもと、職務を補助しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

企業統治の体制の概要

当社は機関設計として監査等委員会設置会社を採用し、経営の監視・監督機能の強化を図るとともに、経営の監督と業務執行の分離により迅速な意思決定ができる体制を構築しています。

(取締役会)

取締役会は、7名の取締役で構成しており、うち3名は監査等委員である社外取締役です。

原則として毎月1回および必要に応じて随時開催し、法令及び定款で定められた事項や取締役会規則で規定された経営に係る重要事項を審議し、また業務執行取締役から職務の執行状況について報告を受けています。

(監査等委員会)

監査等委員会は、社外取締役3名で構成し、委員長は社外取締役の渡邊泰彦氏が務め、原則として3か月に1回以上および必要に応じて随時開催しています。

監査等委員会は、取締役の職務の執行状況の監査のほか計算書類等の監査、監査報告の作成等の職務を担っており、監査等委員会で決定した監査方針、監査計画に従い、内部監査部門や会計監査人等と連携して監査を実施しています。

(人事諮問会議)

当社は、取締役の選解任や報酬等に関わる透明性・公正性を確保するため、取締役会の下に人事諮問会議を設置します。

人事諮問会議は社外取締役3名で構成し、取締役の報酬や選解任に関して、取締役社長からの諮問を受けて必要な助言を行う仕組みとします。

(経営会議)

社長をはじめ4名の業務執行取締役によって構成する経営会議を設置しています。

経営会議では、当社の経営の基本方針や経営計画、その他経営に関する重要事項の検討ならびに取締役会での決議事項の事前審議を行っています。経営会議は原則として月1回および必要に応じて随時開催しています。

(内部統制委員会)

社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用状況の監視を行っています。

同委員会には監査等委員会事務局長が出席し、事務局長から監査等委員会に内部統制システムの整備状況が報告されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監督機能をより一層強化することに加え、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置した監査等委員会設置会社の体制を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限(開催日の2週間前)より早期に発送しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにて、株主総会招集通知(要約)を英文で掲載しております。
その他	当社ホームページにて、株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて「情報開示方針」を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算発表後に、アナリストおよび機関投資家向けに決算説明会を開催しております。決算説明会には取締役社長および営業部門のトップが出席し、説明ならびに質疑応答を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示した資料は原則として開示した当日に当社ホームページに掲載しております。ホームページには適時開示資料のほか、決算説明会資料、有価証券報告書、株主総会招集通知および決議通知、エクセルファイルによる過去の決算データ等を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示や決算説明会の開催などのIR活動については経営企画部、株式事務については総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主や取引先、社員など様々なステークホルダーの期待に応えるため、「企業行動憲章」および「行動規範」において、企業倫理を徹底し、良き企業市民としての社会貢献や地球環境の保全、顧客満足の向上、適切なリスク管理ならびに人権の尊重に努めるとともに、適時適切な情報提供を行うことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境保全による社会貢献を重要な使命のひとつと認識し、環境に配慮した経営を推進することにより持続的な発展を目指しております。環境保全活動を推進するため、当社では取締役社長を統括責任者とし、省資源・省エネルギー対策の推進、廃棄物の削減およびリサイクルの推進、環境配慮型商品の開拓、有害物質を含まないプロダクトの提供に取り組んでおります。 CSR活動については、当社グループ共通の企業活動の基本姿勢を示した「企業行動憲章」および「行動規範」を定め、グループ内への周知・徹底と実践に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動憲章」および「行動規範」において、自らの活動を適時適切に情報提供・開示を行う旨定めております。また、情報開示の基準の方針、開示方法について定めた「情報開示方針」を制定しております。
その他	当社は、「企業行動憲章」および「行動規範」において、人権、人格および従業員の多様性を尊重し、多様な人材が個々の能力を十分に発揮できる環境を構築する旨を定めております。また、社員が仕事と家庭を両立し、継続して働くことができるように、育児・介護休暇取得制度では法定を上回る期間を定め、さらに短時間勤務制度を導入することで、育児や介護に取り組んでいる社員を支援し、活躍の場を提供しています。 少子化・高齢化が進み、労働人口が減少する中で、社員が仕事と家庭を両立するための支援や職能開発による人材育成などの取り組みを通じて、人材の確保や生産性の向上を図りながら、働きがいや生きがいを実感できる新たな働き方としての「ワーク・ライフ・バランス」の推進にも取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、体制の整備に取り組んでおります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役および使用人が法令および定款を遵守し、倫理観をもって活動するために、各人が取るべき行動の基準を示した「企業行動憲章」および「行動規範」を定めます。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理統轄を行います。
- ・コンプライアンスを主管する部署として法務部を設置し、「行動規範」や関係法令に基づく活動が適正に行われるための教育・指導を行います。
- ・不正・違法・反倫理的行為に関して従業員等が直接報告・相談できる通報窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき運用を行います。
- ・反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士と連携し、毅然とした態度で臨みます。
- ・監査等委員は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、業務執行取締役に対し助言または勧告を行います。
- ・内部監査部門として執行部門から独立した監査室を設置します。

監査室は「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長および監査等委員会に対して報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・株主総会および取締役会、経営会議等の重要な会議の意思決定に関わる記録や「職務権限規程」に基づき各取締役が決裁した文書、その他取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理し、取締役が随時閲覧可能な状態を維持します。
- ・情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に管理し、情報資産を保護します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理の基礎として「リスク管理規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備します。
- ・経営企画部が全社のリスク管理活動を取りまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用します。
- ・重大なリスクが顕在化したときは、「危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、損失の拡大を防ぐよう迅速かつ適切に対処します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、執行決定を行います。
- ・当社の経営の基本方針および経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする複数の業務執行取締役によって構成される経営会議において審議を行います。経営会議は原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定め、効率化を図ります。
- ・年度予算を策定し、取締役会はこれに基づく業績管理を行い、適正かつ効率的に経営活動を行います。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するとともに法令および定款の遵守を徹底します。
- ・グループの内部統制を管理統轄する担当取締役を選任し、改善を推進しております。
- ・子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による管理を行います。
- ・各子会社において年度予算を策定し、定期的に予算と実績との差異分析を行うことにより管理統制を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理体制については、子会社各社の状況に応じて体制を整備し、個々のリスクに対する対応策を検討、実施します。
- ・子会社各社は、定期的に取締役会を開催するほか、業務執行については、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等の規程において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定めて職務の効率化を図ります。また、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録や決裁した文書など取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等の規程に基づき適切に保存、管理します。
- ・監査等委員は、子会社の監査役と連携し、必要に応じて子会社の業務および財産の状況を調査します。
- ・当社監査室は、「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を実施します。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項並びに当該取締役および使用人に対する指示の実行性の確保および取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の求めに応じ、その職務を補助する使用人を配置します。
- ・監査等委員会事務局は、監査等委員会および監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務を行います。
- ・監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価および懲戒については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重して決定します。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役および使用人は、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は必要に応じいつでも取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとします。
- ・監査等委員会は「監査等委員会監査基準」に基づき内部統制システムの構築・運用状況について定期的に報告を受け、また重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、関係文書を閲覧できるものとします。
- ・当社および子会社の取締役および使用人が通報・相談をすることができる通報窓口を設置します。また、その内容が法令・定款違反等の恐れのある場合には、通報窓口責任者が監査等委員会に報告します。
- ・「内部通報規程」において、内部通報窓口に通報した者が解雇その他の不当な取り扱いを受けないことを定め、運用の徹底を図ります。
- ・監査室は、監査計画および実施した内部監査の結果を監査等委員会に報告します。

(8) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会と代表取締役社長は定期的に意見交換を行います。

また、監査等委員会と監査室および会計監査人は定期的および必要に応じて会合を持ち、監査の実効性の向上を図ります。

- ・監査等委員会または監査等委員が、その職務の遂行上必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、会社は速やかに当該費用または債務を処理します。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制管理規程」を定め、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築します。また、その有効性を定期的に評価し、必要なる正・改善を行います。

うことで、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動憲章」において、反社会的勢力の排除を定めており、全ての役員及び社員に対し、周知徹底を図っております。また「企業行動憲章」で誠実で透明な経営の徹底を定めており、コンプライアンスを徹底することで、反社会的勢力に屈することのない健全な経営を実践しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携関係を構築し、情報の収集に努めております。また、反社会的勢力による書籍購入や寄付、会費などの要求などの接触や不当要求、妨害行為などが発生した場合には、不当要求防止責任者である総務部長が中心となって、弁護士や警察と連携しながら、毅然とした態度で対応しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、グループ会社に共通適用する企業行動原則として「企業行動憲章」を制定しており、その中で、誠実で透明な経営を行い、自らの活動を適時・適切に開示する旨を定めております。また、「企業行動憲章」に基づき役員・社員の行動基準を定めた「行動規範」においては、ステークホルダーに対して適切に情報提供・開示を行い、IR活動を通じて社会との双方向のコミュニケーションを促進する旨を規定しております。当社は、上記方針のもと、積極的かつ公平な情報開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社の適時開示に係る社内体制は、「内部情報管理規程」において以下のとおり重要な会社情報（内部情報）の管理に関する責任者および担当部署を規定し、運用しております。

（1）統括責任者（「適時開示規則」に定める情報取扱責任者）

管理本部長を統括責任者とし、内部情報に関わる業務の管理統括を行っております。

（2）内部情報管理責任者

経営企画部長を内部情報管理責任者とし、統括責任者の指示を受けて適時開示に関わる実務および開示資料の管理を行っております。

（3）内部情報管理者

重要事実の事項ごとに担当部署を規定し、内部情報の収集および管理を行っております。

（4）開示までの手続き

ア. 情報の収集

内部情報の収集は内部情報管理者が行い、内部情報および内部情報に該当すると思われる事実が発生した場合には、内部情報管理責任者に報告を行います。内部情報管理責任者である経営企画部長は取締役会事務局も担当しており、必要な情報はすべて経営企画部長に集約される仕組みとしています。

イ. 適時開示の判定

内部情報管理責任者は、内部情報管理者からの報告内容を確認し、適時開示の要否の判定を行い、統括責任者に報告します。

ウ. 公表

a. 決定事実・決算情報

適時開示が必要な決定事実および決算情報については、経営会議および取締役会に付議され、機関決定後遅滞なく開示を行います。

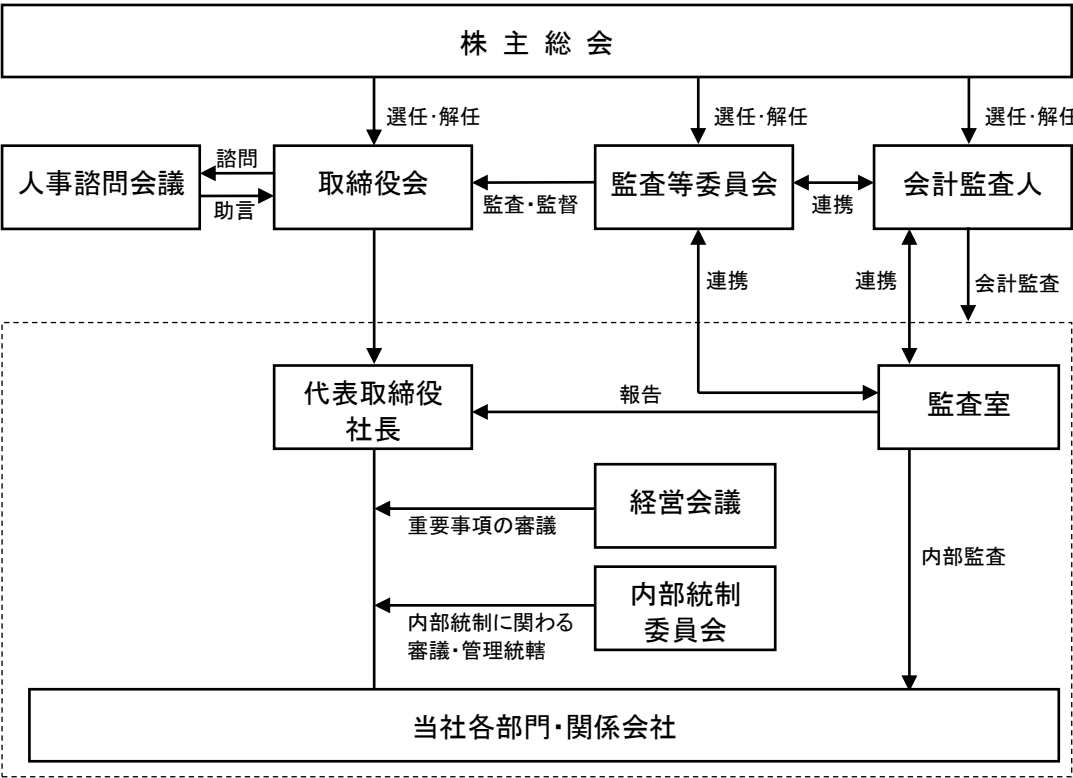
b. 発生事実

発生事実については、統括責任者が社長への報告を行った上で遅滞なく開示を行います。

（5）情報開示の方法

情報開示は、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて行い、その後同取引所内「兜クラブ」にて資料を投函する方法により報道機関に情報を発信しております。また、開示資料につきましては公表後、速やかに当社ホームページに掲載するよう努めております。

<コーポレートガバナンス体制の模式図>



<適時開示に係る社内体制の概略図>

